平成２２年（フ）第７１５号
千葉県松戸市六高台７丁目121番地　松戸高柳県営住宅１棟122号
債務者　田口　由美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１６号
千葉県鎌ヶ谷市丸山３―17―８―101、住民票上の住所千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷２丁目８番１―205
債務者　河﨑　克二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３０号
千葉県松戸市千駄堀1504番地の４杉浦方
債務者　田中　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３１号
千葉県松戸市小金原９丁目５番地の６　若藤マンション202号
債務者　高階　芳子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３２号
千葉県流山市加２丁目15番地の３　アーバンライフ流山105
債務者　木ノ村弘道
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５５号
千葉県松戸市松飛台125番地の７
債務者　伊藤　厚子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５９号
千葉県松戸市東平賀439番地
債務者　小澤　一茂
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５５号
徳島県阿南市富岡町西池田133番地３
債務者　笘井　孝文
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第５６号
徳島県阿南市富岡町西池田133番地３
債務者　笘井　香織
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第５７号
徳島県阿南市中林町サンライズヒル113番地１
債務者　笘井賀代子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第５８号
徳島県阿南市宝田町郡３番地２　市営郡団地203号
債務者　多賀　英次
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１０１８号
北九州市門司区谷町１丁目８番９―506号
債務者　伊藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０１９号
北九州市門司区谷町１丁目８番９―506号
債務者　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１９号
宮城県岩沼市吹上１丁目２番16号
債務者　飯塚　正広
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６０号
宮城県名取市名取が丘１丁目16番４―402号県営名取飯野坂住宅
債務者　成田　　香
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２９号
仙台市太白区西の平２丁目５番20号　メゾンソレイユ106
債務者　柴田　達哉
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３０号
仙台市太白区西の平２丁目５番20号　メゾンソレイユ106
債務者　柴田千里子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係